（家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設）

第二条　法第二条第一項の家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設として農林水産省令で定める施設は、家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設のうち、屋根及び柱又は壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）とし、当該施設に附属する門又は塀及び当該施設内の室であって、畜産経営に関する軽微な執務又は作業、飼料若しくは敷料又は農業用機械の保管その他これらに類する目的のために使用するものを含むものとする。

（建築設備）

第三条　法第二条第三項の農林水産省令で定める設備は、畜舎等に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙又は汚物処理の設備とする。

（家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理を適正に行うことができない者）

第四条　法第三条第四項第二号（法第四条第三項及び第十条第四項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める者は、家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理について、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）、悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）、湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）若しくは家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成十一年法律第百十二号）又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反し、かつ、その違反を是正する見込みがないと認められる者とする。

附　則

この省令は、法の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

○農林水産省国土交通省令第六号

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則を次のように定める。

令和三年十二月十六日

農林水産大臣　金子原二郎
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　技術基準
　第一節　畜舎等の敷地、構造及び建築設備に関する基準
　　第一款　総則（第三条・第四条）
　　第二款　敷地（第五条）
　　第三款　構造強度
　　　第一目　総則（第六条・第七条）
　　　第二目　構造計算等（第八条―第十五条）
　　　第三目　構造部材等（第十六条―第十八条）
　　第四款　防火構造等（第十九条―第二十八条）
　　第五款　避難施設（第二十九条）
　　第六款　建築設備等（第三十条―第三十三条）
　　第七款　災害危険区域等（第三十四条・第三十五条）
　第二節　畜舎等の敷地内の排水等及び便所に関する基準（第三十六条―第四十三条）
　第三節　都市計画区域等における畜舎等の建蔽率及び高さ等に関する基準（第四十四条―第六十条）
第四節　雑則（第六十一条・第六十二条）
第三章　利用基準（第六十三条）
第四章　畜舎建築利用計画の認定等（第六十四条―第九十条）
第五章　認定計画実施者の監督等（第九十一条・第九十二条）
第六章　雑則（第九十三条・第九十四条）
附則

第一章　総則

（定義）

第一条　この省令において使用する用語は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　A構造畜舎等　中規模の地震動（畜舎等の建築等をする地点において発生するものと想定される地震動のうち、地震動の再現期間と当該畜舎等が存している期間との関係から当該畜舎等が存している期間中に数回発生する可能性が高いものをいう。次号において同じ。）に対して、構造部材に損傷が生じない程度の構造方法を用いる畜舎等をいう。

二　B構造畜舎等　中規模の地震動に対して、構造部材に損傷が生ずる可能性があるが、倒壊しない程度の構造方法を用いる畜舎等をいう。

三　建築物、主要構造部、延焼のおそれのある部分、耐火構造、準耐火構造、防火構造、不燃材料、耐火建築物、準耐火建築物、大規模の修繕、大規模の模様替、プログラム又は特定行政庁　それぞれ、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号、第五号から第九号の三まで、第十四号、第十五号、第三十四号又は第三十五号に規定する建築物、主要構造部、延焼のおそれのある部分、耐火構造、準耐火構造、防火構造、不燃材料、耐火建築物、準耐火建築物、大規模の修繕、大規模の模様替、プログラム又は特定行政庁をいう。

四　敷地、地階、構造耐力上主要な部分、耐水材料、準不燃材料又は難燃材料　それぞれ、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一条に規定する敷地、地階、構造耐力上主要な部分、耐水材料、準不燃材料又は難燃材料をいう。

五　都市計画　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第一項に規定する都市計画をいう。

六　都市計画区域又は準都市計画区域　それぞれ、都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域又は準都市計画区域をいう。

七　特定用途制限地域、特例容積率適用地区、高層住居誘導地区、高度地区、高度利用地区、特定街区、都市再生特別地区、居住環境向上用途誘導地区、特定用途誘導地区、防火地域、準防火地域、特定防災街区整備地区又は景観地区　それぞれ、都市計画法第八条第一項第二号の二から第六号までに掲げる特定用途制限地域、特例容積率適用地区、高層住居誘導地区、高度地区、高度利用地区、特定街区、都市再生特別地区、居住環境向上用途誘導地区、特定用途誘導地区、防火地域、準防火地域、特定防災街区整備地区又は景観地区をいう。

八　地区計画　都市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画をいう。

九　地区整備計画　都市計画法第十二条の五第二項第一号に掲げる地区整備計画をいう。

十　沿道地区計画　都市計画法第十二条の四第一項第四号に掲げる沿道地区計画をいう。

十一　沿道地区整備計画　幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第九条第二項第一号に掲げる沿道地区整備計画をいう。

十二　集落地区計画　都市計画法第十二条の四第一項第五号に掲げる集落地区計画をいう。

十三　集落地区整備計画　集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）第五条第三項に規定する集落地区整備計画をいう。

（畜舎等の構造に変更を及ぼす行為）

第二条　法第二条第二項の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一　畜舎等の柱を撤去する行為

二　畜舎等における作業の能率の向上に資する模様替